

諮詢番号：令和 7 年度諮詢第 2 号

答申番号：令和 7 年度丹行服答申第 1 号 答申書

答申書

第 1 審査会の結論

行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、いずれの審査請求も棄却するのが相当である。

第 2 事案の概要

本件は、丹波市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して実施した、令和 6 年 10 月 31 日付け不動産差押処分、及び令和 6 年 12 月 10 日付け動産差押処分（以下、あわせて「本件処分」という。）に対して、請求人が、各取り消しを求めて、令和 7 年 2 月 1 日付け各審査請求を行った事案である。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求（請求人の主張）の要旨

請求人は、本件処分の取り消しを求めており、その理由として、国税徴収法第 75 条第 1 項違反、一部動産は他人物である、と主張するほか、差押前に事前通知が必要であるのになされていなかった、動産差押処分に関して搜索差押手続が違法であった、本件処分は超過差押えである旨主張している。

2 弁明（処分庁の主張）の要旨

処分庁は、請求人の各審査請求について、いずれも棄却の裁決を求めており、その要旨は次のとおりである。

(1) 事実関係

ア 処分庁は、請求人に対し、令和2年3月23日から令和6年6月18日にかけて、各納期限を経過した国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税につき、督促状を発送した。

イ 処分庁は、請求人に対し、令和2年9月11日、令和3年7月15日、令和4年10月28日に、それぞれ差押予告通知書を発行し、令和5年6月1日、不動産差押えを実施し、令和5年7月13日、令和6年7月16日に、それぞれ差押予告通知書を発送した。

ウ 令和6年10月31日、処分庁は、国税徴収法第47条第1項第1号に基づき、請求人の不動産を差押された。

エ 令和6年12月10日、処分庁は、請求人の自宅において、国税徴収法第142条に基づき捜索を実施し、動産を差押された。

オ 同日、処分庁職員は、自宅内に居た請求人に対し、施錠された戸の開扉を促したが、任意に解錠しなかったため、処分庁職員は、鍵業者に開かせたものの、請求人が室内から再施錠するなどの妨害行為を繰り返したため、最後通告後、やむを得ず、硝子を割って解錠した。

(2) 処分庁は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに請求人が完納しなかったことから、差押を実施している。

なお、事前にどのような差押えを行うかを滞納者に説明する義務も必要もない。

(3) 滞納者に属する総財産は、金銭化することが可能な限り滞納税金の一般的な引当てとなるべきものであるから、全ての差押の目的となりうることが原則である。しかし、最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会

保障制度の維持等種々の理由から国税徴収法第75条は差押禁止財産を明記している。

本件処分の対象財産は、いずれも差押禁止財産に該当しない。

請求人は、「生活に欠くことができない財産」等と主張するが、そのような解釈をする余地はなく、本件処分は妥当と言える。

(4) 請求人は、一部動産につき、他人物である旨主張するが、動産の帰属認定においては、特に反証のない限り請求人が所持しているものとみなしている（国税徴収法基本通達第47条関係）。

(5) 請求人は、動産差押の際の差押財産一覧記載の内容は不正確であり、公売通知書の内容と不一致が散見されると主張するが、検索時においては差押動産の商品登録等細部にわたる確認はできないことから、表示の相違は出てくるものと考えられる。ただ、差押調書の作成時に本人への確認を行っている。

(6) 検索差押手続は、国税徴収法第142条に基づき、適法に実施されている。

(7) 先行する差押えでは、徴収金が完納する見込みがないことから、追加で動産及び不動産を差押えたものであり、超過差押えには当たらない。

(8) 以上により、処分庁は、適法且つ適正に各差押を実施しており、本件各請求は、いずれも棄却されることが相当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 一件記録によれば、本件処分は、国税徴収法第47条第1項の規定に基づいたもの、すなわち、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納がないため、本件処分がなされたと認められる。

なお、処分庁において、差押えに先立ち、何をいつどのように差押えをするかを、滞納者へ説明する義務はない（処分庁において、請求人に対して、督促状の発出以外に、事前通知する義務はない。）。

2 請求人は、本件処分の取り消しを求めているが、その理由は、各対象財産が国税徴収法第75条第1項1号、5号、8号、13号の各差押禁止財産に該当する、一部動産が他人物である、搜索差押手続に違法がある、超過差押えである、というものであるため、検討する。

3 国税徴収法第75条第1項該当性について

(1) 1号該当性

スピーカーセット、アンプ、サーチュレーター、電気スタンド、ビリヤードセットは、「生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具」に該当しないことは明らかである。

また、自宅建物の敷地不動産（土地）が、「生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具」に該当しないことも明らかである。

(2) 13号該当性

バッテリー、ポータブルスピーカー、その他本件各処分対象財産は、「建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品」に該当しないことは明らかである。

(3) 5号該当性

請求人は、過去においては英語の教師を指導する職に就いていた旨述べ、近時は、ボランティア活動をしている旨述べているが、本件各差押時において、請求人が定職について就いていたか否かも明らかではない。そのため、5号に該当するとは認められない。

なお、バッテリー及び充電器、充電器、カナダ雑貨セット、キャンドルセット、外国コインセットについて、これらが商品となり得ることもあり得ても、何らかの職業または営業に必要不可欠なものとは認められない。

(4) 8号該当性

双眼鏡、イマジンの木製の文字（インテリア装飾品）は、「系譜、日記及びこれに類する書類」に該当しないことは明らかである。

4 他人物性について

請求人は、マキタ製充電式生垣バリカン、マキタ製コード式ヘッジトリマーを他人物であると主張しているところ、これを証するに足りる資料はない。

ところで、民法第186条第1項は、「占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、公然と占有をするものと推定する。」と定めており、上記動産につき、いずれも請求者が占有していたものと認められることから、それは所有の意思をもって占有していたものと推定されている。そのため、他人物であると認めることができない以上、請求人の所有であるとの推定を覆すことができないというべきである。

そのため、上記動産につき、請求人に帰属すると判定して差押えを行ったことに、何ら違法性はない（国税徴収法基本通達第47条関係の5及び20）。

5 捜索差押手続の違法性について

（1）請求人は、戸を解錠するに当たり、硝子を割る必要がなかった旨主張するが、請求人が処分庁職員の開扉の求めに応じなかったことから、処分庁職員は、やむを得ず施錠された戸（またはその側）の硝子を割ったものであり、違法性は認められない（国税徴収法第142条）。なお、仮に複数の施錠された戸のうち、一方の戸を強制的に解錠したとしても、それにより捜索の目的を達することができない場合において、他の戸を強制的に解錠することは、当然許容されるべきであり、違法となるものではない。

（2）請求人は、その所持する鞄の中を、処分庁職員が権限なく捜索した旨主張するが、当該捜索は、国税徴収法第142条第1項により付与された権限に基づくものであり、違法性は認められない。

（3）請求人は、処分庁職員が請求人に体当たりするとの暴行を加えた旨主張する

が、この事実を認める証拠はない。

なお、請求人の身体と処分庁職員の身体が接触した事実については争いがないところ、これを処分庁職員の故意過失によるものと認めるべき証拠はなく、かつ、身体が接触した事実のみによって、動産差押処分が違法となるものでもない。

6 超過差押えについて

国税徴収法第48条第1項は、「国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない。」と定めており、同項の意義は、「国税の徴収に十分な価額の財産を選択し、差押さえたときは、それ以外の財産の差押えをしてはならないことを定めたもの」と解される（国税徴収法基本通達第48条関係の1）。

ところで、処分庁は、「先行で差押えた不動産だけでは徴収金が完納する見込みがないことから、追加で動産及び不動産を差し押さえた」と主張しており、これを覆すに足りる証拠はない。

そのため、本件各差押処分は、国税徴収法第48条第1項に違反するとは認められない。

7 その他の違法性について

その他、請求人は、令和6年12月10日の差押えに関する差押調書（以下「本件差押調書」という。）の記載に不備があること、同差押調書謄本の交付方法が不適当であった（手渡しではなく、放り投げた）こと、本件処分が請求人に対する懲罰的なものであったこと、本件処分は5年で徴収できなくなる直前での差押えであったこと等も述べるので、念のため検討する。

本件差押調書の記載には、国税徴収法第54条、同施行令第21条、同第26条の2等の法令違反は認められず（なお、本件記録上、差押調書の記載に不備は認められないが、仮に差押調書の記載に何らかの不備があったとしても、差押調書の作

成は、差押えの効力発生要件ではないため、かかる不備をもって、直ちに本件処分を取り消すべきものでもない。）、また、同差押調書謄本の交付方法が仮に丁寧な手渡し方法でなかったとしてもこれにより差押処分が違法となるものではなく、さらには、本件処分が請求人に対する懲罰的なものであったとも認められず、最後に、仮に本件処分が納期限から 5 年経過直前での差押えであったとしても違法となるものでもない。

また、請求人は、令和 7 年 5 月 21 日に実施した口頭意見陳述期日において意見を述べ、さらに、令和 7 年 6 月 13 日提出の「法的主張 未払税金を理由とする家庭用品、宗教用品、日用品に対する不当な差し押さえ」から始まる合計 12 頁の文書を提出しているところ、前記を除く部分については、要望（言語に配慮するべきである、手続の具体的な内容や今後の見通しについても請求人に説明するべきである、処分庁職員へ罰を与えるべきである等々。なお、言語に関して付言すれば、請求者は、自己らの滞納により本件処分（差押え）がなされていることは、十分認識、理解しており、手続保障は十分になされている。）や不平、不満を述べるのみであり、これらは、何ら本件処分の適法性を左右するものではなく、本件各処分を取り消すべき理由とならない。

8 以上から、請求人の主張に関して、本件各処分を取り消すべき理由は認められず、他に本件処分を取り消すべき理由も認められない。

第 5 審査会の判断の理由

1 事実認定について

審理員による事実認定が適正に行われていると認められたので、その事実認定に基づいて判断する。

2 審査会の判断について

本件処分について請求人は、国税徴収法第 75 条第 1 項違反であり、一部動産は

他人物であること、差押前に事前通知の必要があるのになされていなかつたこと、動産差押処分に関して捜索差押手続が違法であったこと、本件処分は超過差押えである旨を主張し、審査請求を申し立てるものであるが、処分庁は国税徴収法の規定に違反する手続等は見受けられない。

したがつて、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却するのが相当である。